

第16回太子町農業委員会総会議事録

令和7年4月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年4月21日(月) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- | | | |
|-------|-----|----|
| 1番委員 | 赤松 | 光男 |
| 2番委員 | 前田 | 俊春 |
| 3番委員 | 新 | 多恵 |
| 4番委員 | 大西 | 正美 |
| 5番委員 | 山田 | 幸雄 |
| 6番委員 | 森川 | 徹夫 |
| 7番委員 | 塚本 | 芳文 |
| 8番委員 | 朝生 | 憲敏 |
| 9番委員 | 倉橋 | 輝明 |
| 10番委員 | 塚原 | 栄一 |
| 11番委員 | 檜皮 | 由美 |
| 12番委員 | 長谷川 | 秀人 |
| 13番委員 | 松本 | 雅邦 |
| 14番委員 | 廣岡 | 正義 |

農地利用最適化推進委員(6名)

- | | |
|-----|----|
| 北川 | 智一 |
| 首藤 | 俊彦 |
| 八木 | 正実 |
| 佐々木 | 茂美 |
| 菅原 | 清隆 |
| 玉田 | 隆良 |

欠席委員 農地利用最適化推進委員(1名)

森川 明久

農業委員会事務局職員

- | | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 栗岡 | 秀成 |
| 事務局員 | 出田 | 貴樹 |
| 事務局員 | 藤澤 | 寛将 |

事務局 定刻になりましたので、第16回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員14名、推進委員6名です。太子町農業委員会会議規則第6条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第16回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番森川徹夫委員及び7番塚本芳文委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は3件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請3件、地籍調査における地目変更の確認について、最適化活動の目標の設定について、となります。

議 長 まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：123、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請、農地の所在：太子町岩見構■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1592㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■、となっています。

譲受人と譲渡人は親子関係になります。譲受人の■■■■■さんは父親である■■■■■さんと共に申請地の耕作をしています。耕作機械については、トラクター、コンバイン、運搬機を各一台、田植機をリースで所有しています。また年間従事日数についても、160日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

塚原委員 譲受人の■■■■■さんは、■■■■■在住であり、稲作の時期には実家に戻られています。耕作機械については、トラクター、コンバイン、運搬機等を所有され、草刈り、耕作等もやっておられ問題ないと思います。以上のことから、ご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：124、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請、農地の所在：太子町原■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：813㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■、となっています。

譲受人の■■■■■さんは現在2242㎡の農地を耕作しています。耕作機械については耕運機1台、ミニユンボ2台を所有しています。また年間従日数についても、150日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

廣岡委員 申請地は原自治会内の町道原勝原線の北側に位置しており、譲受人は■■■■■
■■■■■在住で申請地の町道原勝原線■■■■■
■■■■■におります。今回の申請地の隣接土地は第7回の農業委員会で審議し、許可しております。譲渡人の■■■■■さんは■■■■■
■■■■■在住で公務員をされていましたが、4月から3年間の海外赴任が決まり家族で海外へ行かれています。申請地は4年前まで果物等を作っていましたが、■■■■■
■■■■■さんの代からは鋤くだけの管理状態になっています。譲受人の■■■■■さんは耕作農地を広げたい、譲渡人の■■■■■
■■■■■さんは土地を売りたい両者の間で土地の売買が成立しました。今後、畑には苺、無花果、茄子、胡瓜、栗、ビワなどの作付けを予定されています。水は水路からポンプで汲み上げないといけないため、井戸を掘る計画をされています。■■■■■
■■■■■さんが所有されている他の土地については、■■■■■
■■■■■で管理していくことが決まっています。以上のことからご審議をよろしく願います。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同

議長

委員一同

議長

事務局

議受人の[]さんは太子町内で 2,749 m²の貸付地を耕作しています。耕作機械については、トラクター、軽四トラック、防除機を各一台所有しています。また年間従事日数についても、150 日従事されていることを確認しています。事務局からの説明は以上となります。

議長

塚原委員

議長

委員一同

議長

委員一同

議長

いします。

事務局 受付番号：126、太子町竹広地内において、地籍調査事業実施に伴い登記簿地目が農地であるが調査により農地以外の地目として判定された土地の地目認定について、昭和56年10月7日付国土国第409号国土庁土地局国土調査課長指示通達に基づき太子町長より照会があり、意見回答を求められています。対象地は太子町竹広地内の土地、筆数14筆、面積1545.92㎡となっております。課税状況、平成14年時点の航空写真が示されており、内容を確認した結果、当該地は20年以上前から農地以外の用途に利用されていたことが確認できるため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断できると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと決定し、太子町長に回答してよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、太子町長に回答します。
続きまして、最適化活動の目標の設定等について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：127、最適化活動の目標の設定等につきまして、
農業委員会は、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、その活動の目標等を設定し、公表することとなっています。

本案件につきましては、この目標案の決定についてご審議いただくものです。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、事務局からの説明のとおり、決定してよろしい方は挙手願

います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、決定します。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
以上をもちまして、第 16 回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前 田 俊 春

議事録署名委員

(6 番森川徹夫委員)

森 川 徹 夫

議事録署名委員

(7 番塚本芳文委員)

塚 本 芳 文